

広瀬川清流保全審議会 第3回専門委員会（環境） 議事概要

- ◆ 日 時：平成28年3月29日(火) 10時00分～11時50分
- ◆ 場 所：市役所本庁舎6階 第2会議室
- ◆ 出席者：
 - 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授
 - 小島 秀是 東北緑化環境保全株式会社
 - 西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部
 - 山田 一裕 東北工業大学工学部教授
(○：委員長)
- ◆ 欠席者：宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授
- ◆ 事務局：
 - 遠藤 進 建設局百年の杜推進部長
 - 佐々木 亮 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長
 - 岡本 一郎 建設局百年の杜推進部公園課長
 - 安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長
 - 中鉢 修一 建設局百年の杜推進部河川課調整係長
 - 杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長
 - 中川 徳則 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課主査
 - 齋藤 理之 都都市整備局計画部市景観課景観係長
- ◆ 司会：河川課長

<次第>

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 前回の検討内容について
 - (2) 今後の検討事項について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- 3 閉会

安田課長	1. 開会 ただ今から「広瀬川清流保全審議会 第3回専門委員会」を開会する。 本日は宮城委員より欠席の連絡を受けているが、全委員の過半数の出席をいただいているので、会議は成立している。 《配布資料の確認》 これ以後の議事の進行は委員長にお願いする。
	2. 議事

委員長	今回の議事録の署名について決めたい。アイウエオ順なので、今回は西山委員にお願いしたい。
	西山委員 了承
	議事（1）前回の検討内容について
委員長	それでは議事に入る。「前回の検討内容について」事務局から説明をお願いする。
	事務局説明（資料2に基づき河川課より説明）
委員長	条例40年の効果については、水質保全が進んでおり、また、緑も広がってきたことがあるが、一方で空地の緑化が進んでいないという問題点がある。そのため、より質の高い緑化を促していくことを目的として、資料をまとめたものである。
	これまでの検討内容について、委員から何か質問はあるか。
西山委員	別紙1の地価のマップについてであるが、広瀬川の近傍は地価が低くなっているように見受けられる。この原因が、建築物の基礎の施工性や地盤の問題等が影響しているかということまでは、この資料からは分からなかった。また、広い敷地があると、周辺よりも地価が低いので、大規模な建築物が建てられてしまうのではないかという懸念もある。
委員長	幹線道路から離れているということも原因かと思われる。
西山委員	条例が制定されてからの地価の動きが分かれば、もう少し分析しやすくなると感じた。
委員長	事務局として、この資料をまとめる中で、他に何か見えてきたものがあるか。
杉井室長	土地そのものの評価価格について、公表件数が少ないとから、やむを得ず路線価で表しているところである。そのため、中心市街地の道路から離れて価格が下がっているものである。広瀬川沿いの「みどり」といった魅力が、土地の価格に結びついていないのでは、と感じている。そのため、今後の検討である緑化の推進に、地価という観点を組み込むことは難しいのではと考えている。
委員長	今後審議会へ中間報告するにあたり、地価に関する質問が出てくるかもしれない。その際には今回まとめた資料が役に立ってくると思われる。
	そのほか、ビューポイントについて意見等はあるか。
小窓委員	条例制定時には橋が無かった場所もあるかと思うが、昔からあった場所について

	は、その当時と写真で比較することは可能なのか。
杉井室長	すべてのポイントではないが、条例制定当時の写真がある。
委員長	ぜひ有効利用していただきたい。
小鳩委員	自然がけというのも景観のポイントになると思う。治水という面もあるが、安全を考慮して自然がけが減っていってしまうのか、あるいはそのまま残していくのか、これらについて何か計画はあるのか。
安田課長	現時点では具体的な計画は無いが、がけ地付近の宅地保全ということで、危険な状況になれば何らかの対策を施すことを、宮城県が中心となって話し合う場を設けている。自然がけを残していくこと基本としているものの、危険宅地の安全確保とのバランスを考慮しているところであり、大規模な改変の計画は無い。
委員長	自然がけの上の住宅や構造物については、危険な状況になれば避難していただくというのが前提になると思う。自然がけをコンクリート等で形作るということは考えていないということで、自然がけはそのままの景観で残ることを前提として、その景観を活用するような検討を進めていく。
	議事（2）今後の検討事項について
委員長	続いて、「今後の検討事項について」事務局から説明をお願いする。
	事務局説明（資料3に基づき河川課より説明）
委員長	検討項目が複数あるので、順番に検討していく。まずは、「広瀬川条例の40年の効果の検証」について意見をいただきたい。
内田委員	この「効果の検証」についてまとめた資料は、市民に対しどのような形で広報していく予定なのか。
河川課長	広報の一つとして広瀬川のホームページがあるので、そこで報告書や写真等の掲載を考えている。そのほか、地域住民への広報として、概要版のようなものを町内回覧で周知していければとも考えている。
杉井室長	そのほか、現在ある「広瀬川条例のあらまし」のパンフレットを改定し、そのなかにも盛り込んで周知していければとも考えている。
委員長	市政だよりでも写真等が掲載されているので、そういったところでもお知らせで

	<p>きればいいと思う。</p> <p>それでは、次の「30%の空地率の整理」について検討していきたい。この専門委員会での主たる議題であるが、現行の「空地」を「緑化」に置き換え、さらにその「質」や「配置」についての議論になる。これらの点について、意見をお願いする。</p>
西山委員	<p>別紙3-2において、仮ということで高木や中木での基準面積を設定しているが、これは出典や根拠があるものか。</p>
杉井室長	<p>安曇野市の事例を参考にしており、今後この数値は広瀬川に適合するよう検討していく必要がある。</p>
委員長	<p>算定の出典や根拠は、今後整理していただきたい。</p> <p>今後論点を整理する上では、別紙3-1が分かりやすいかと思う。今まで敷地面積の30%を空地として確保することで、いずれ緑化が進むとして40年間運用してきたが、なかなか思いどおりにはいかない。また、状況によっては緩和措置を取っているが、土地を有効利用しつつ緑の質を変える、願わくは河川沿いに緑の景観を確保する、という流れをつくっていきたい。</p> <p>そういう意味だと、「例1」では緑化面積の確保は可能だが質の面や河川沿いへの誘導が見込めない。「例2」では樹木を優先的に植えることになるのだが、敷地の形状や居住者の生活のありようによつては、川沿いに樹木を植えることを良しとしない住民があるかと思う。部屋から見て川が見えなくなるということは財産の制限にもなってくる。そのような中で、折衷案として「例3」がある。質を変えながら、場所も柔軟に配置する。また、重みづけすることにより、敷地面積に対する緩和も柔軟に対応できる。特に住宅地の緑化が進んでいないという現状に合わせるには、「例3」のようなありようが必要かと思う。</p>
小島委員	<p>現行の緩和措置で生垣等の立面積を参入しているが、今回の見直しを進めるにあたり、変更になった場合に支障となることはないのか。</p>
委員長	<p>「例3」の算定例では高さが換算されていないが、この部分はどのようになる予定なのか。</p>
杉井室長	<p>現行の「立面面積」という考えがほかに無いものであり、緑化計画などでは樹冠投影面積で算出しているので、それらとの整合を図っていきたい。また、小島委員の指摘の面もあるが、すでに許可しているものはそのままということになる。</p>
委員長	<p>規制が改正された場合、持ち主が変わった時点でこのルールが適用され、緑化を進めさせていただくという考え方でいいのか。</p>

杉井室長	持ち主が変わっただけでは適用されず、建て替えなどの行為が発生した場合が対象となる。
委員長	これはリフォームも含まれるのか。
杉井室長	その点をどうするかは今後の検討になる。
委員長	建ぺい率の範囲内で構造物を変える場合が想定されるが、世代が代わり建物を変更するような場合には、積極的にこのルールが適用されることが望ましい。
杉井室長	場合によっては現況の状況よりも厳しくなることがあるので、既存不適格という考え方もあるが、その場合分けについてはもう少し検討が必要かと思われる。
委員長	これまで自主的にお願いしていた緑化を常時促していくようになれば、自主的な緑化への誘導も可能になるかと思う。 本委員会としては、委員の皆さまの異存がなければ、「例3」のような柔軟に重みづけを設けるという案を中間報告していきたいが、いかがか。
内田委員	異存というものではないが、エリアや建物の状況によって複雑なルールが適用されることになる。建物を建てる際、建て主がこのルールに適合するように考える、ということになるのか。
委員長	ルールに適合するように工務店等がアドバイスしたり、建て主が自分で考えたり、そのほか、この条件であれば適合するといった例示を仙台市の方から示すといったケースがあると思う。
西山委員	よくある事例として、ホームページ等で計算例を示したり、計算シートを掲載したりというものがある。できる限りこのようなものをを利用して、専門業者が申請しやすいような手法を取っていただきたい。
中川主査	現行の緑化計画では、新築や1.2倍以上の増築などが指導の対象で、事業者あてに計算例を示している。一方、リフォームや模様替えなどについては計画書の提出を求めていないものである。今回の広瀬川の検討では個人住宅まで範囲に含めているものなので、こういったところを整理し、手引きとして公表することで指導のよりどころになっていくかと思われる。
委員長	世代交代が行われるタイミングで実施してもらわないと、なかなか緑化が進まないと思われる所以、このタイミングを多く設けられるような事務手続きを整備していただきたい。

	<p>緑化の「質」の検討については、「例3」で居住者のニーズに答えるような形で、いろいろな緑を選べるようにする、さらには、川沿いにより緑を配置するといった誘導も可能になる。緑化面積に関しても、「例3」であれば現行手法よりまかねるので、と認識している。エリアの区分については、都市部と郊外部、環境保全区域の種別、用途区域の区分、自然状況による区分を例示しているが、この区分について委員から意見があればお願ひする。</p>
西山委員	<p>先ほどの資料にもあったが、地価を条件に入れるのは難しいという認識でよろしいか。自分も難しいと感じているので、河川の状況等をベースに決めていくことになるかと思う。</p>
委員長	<p>条件として合っているのは、用途区域の区分になってくると思われる。</p>
西山委員	<p>そういった条件で区分されると、非常に分かりやすいと思う。</p>
委員長	<p>いろいろな分類になるが、条件の組み合わせによっては同じパーセントになることもあるので、その点については、細かい数値の設定を考える際にご意見をいただきたい。</p>
安田課長	<p>自然条件と環境保全区域の区分はおおむね同じ状況になる。別紙1で示したとおり、河岸の状況においてがけの部分は第1種環境保全区域、護岸されている部分が第2種環境保全区域で、自然状況が環境保全区域に包括されているものである。</p>
委員長	<p>自然状況はあまり意識せず、環境保全区域の条件でまとめるということでよろしいかと思う。</p> <p>他に意見が無ければ、次の「みどりが実施されていない土地への誘導手法の検討」について意見をいただきたい。</p> <p>資料のとおり、住宅地の緑化推進を目指すということで、緑化助成の制度のあり方を考えるという趣旨はよろしいかと思う。</p> <p>まず対象建築物であるが、現行の「許可から3年以内の建築物」に限らなくてもいいとしていきたいが、よろしいか。</p>
	<p>委員同意</p>
委員長	<p>それでは、環境保全区域内のすべての建築物を対象とすることを求めたい。次に対象樹木であるが、自生の樹木が対象としているものを、自生種以外も対象とすることについて、何か意見はあるか。理想を言えば、自生種・郷土種を植えていただきたいものであるが。</p>

西山委員	なかなか難しいものがある。自生植物というのは厳しいものがあるが、一気にいろいろな種を対象にすると、あの手この手で考えてくる人がいて、引っかかるものが出てきてしまう。自生種でなくても、郷土で認識されているような種であれば、本来自生していないても別に構わないのではと思う。
遠藤部長	先日も広瀬川条例の申請で、川に沿った建築の際に自生種以外のサクラを植えたとの相談を受けた。自生種のサクラだとおとなしめの樹種しかなく、本来の趣旨では広瀬川の自然に調和するという意味合いから、このようになっているものだと思われる。ただ、建物のコンセプトや敷地の状況等を考えると、サクラの品種等について、我々も悩んでいるところである。
西山委員	バッファとして自生種の幅をある程度取り、その範囲であればいいということができればいいと思う。自生種が流通しているかという問題もあり、植えたいけど手に入らないという状況も出てくる。
委員長	仙台市としてこういうことを促していくのであれば、苗木の入手、調達のあり方についてフォローが無いと、単に言うだけになってしまふ。このフォローについても今後整理していくことになる。 自生種のあり方については、ある程度幅を持って対応しつつ、理念である自生種・郷土種を植えるという看板を下げる事はできないので、できるだけ自生種をお願いし、自生種が難しい場合には相談に応じるといった対応が必要になる。案として、自生種とそれ以外で助成の金額を変えるといったことも考えたが、緑を植えていただくという気持ちを削ぐことは好ましくないので、相応しくないかと思う。
小島委員	「例3」で進めていく場合、面積の半分は自生種を選んでいただくという考え方もあるが、ある程度選択できることも必要である。
佐々木課長	自生種というかなり狭い範囲、これは広瀬川や青葉山の自然環境を調査し、元々ある樹種を理念として条例をつくっている。これを拡大すると、郷土種という元々仙台にある植物であればいいのではないかと。また、外国から入ってくる外来種は郷土種を駆逐してしまうので環境省が規制しており、これらを植えないよう国でも規制している。また、自生種は流通していないことが多い、例えばヤマドリという青葉山の山奥に生えているものを植えるためには、苗を採取してくる必要があり、そうなると自然破壊にもつながってしまう。そういう面を考えると、自生種が必ずしも素晴らしいとは言えないことがある。流通の点で考えると、地元で育て増やしている仙台の郷土種の方がいいことがある。また、同じマツでも、表日本と裏日本で遺伝子が異なり、防災林の際にも話題になった。ここまでいくと非常に専門的な話になり、何もできなくなってしまう。昔より多様化して難しい話ではあるが、事務局で慎重に検討し、落としどころを決めていきたい。百年の杜推進課では

	「杜の都の環境をつくる審議会」を所管しているので、そちらの委員にも相談し意見を聞きながら進めたい。
委員長	<p>掲げる理念は高い方がいいのとそこは大事にしながら、運用上は現実の生活に沿った形で進めていっていただきたいと思う。アイデアとしては、自生種・郷土種を植える場合、この樹木はどういう鳥や昆虫が集まるといった情報を示し、それに合わせて選択してもらうことで、より郷土に愛着を持っていただくきっかけになればいいと思う。</p> <p>また、他の制度との併用についてであるが、川沿いは広瀬川の緑化助成を利用し、道路沿いは仙台市の他の助成を利用するといった使い分けとなる。これは市民にとってもプラスとなるので、異論がなければこの制度でよろしいだろうか。</p>
	異論なし
委員長	<p>続いて助成制度の広報手法についてであるが、資料での案以外にも意見があればお願いする。特に無ければ、審議会でも意見をいただくこともあると思うので、専門委員会での検討としては資料のとおりとしたい。</p> <p>次に、緑化の必要性及び緑化のもたらす効果についてであるが、事前に私と事務局で整理し例を挙げさせていただいている。これ以外にも、緑化によって市民生活や社会環境整備上に恩恵をもたらすものがあれば、意見をいただきたい。最近だと、落葉を集めて堆肥をつくり、家庭菜園に用いるといった地域もあるようである。</p>
小嶋委員	鳥や蝶の集まる生態系も入れた方がいいと思われる。
委員長	<p>そのとおりなので、例えば「多様な生態系の維持」、「みどりの回廊」といったものも入れていただきたい。</p> <p>続いて緑化された土地の維持管理についてである。この40年で空地が緑化されていないことがあるので緑化を促していくことになるのだが、併せて適切な維持管理がなされることにより、緑の質も向上していくと思われる所以、この支援のあり方について意見があればお願いする。</p>
西山委員	事務局としてはどういったものを想定しているのか。
安田課長	具体的なものは未定であるが、例えば植栽の手入れ方法に関するガイドブックを作成したり、NPO法人による講習会の案内をお知らせしたりといった、自宅の植栽を管理していただくような支援を考えている。
委員長	緑に関連するNPOは複数あるので、そういったところと上手く連携していくという考えはいいと思う。

佐々木課長	<p>「緑の活動団体」の認定制度があり、百年の杜推進課で担当している。仙台市が所管している山の管理とは異なり、個人住宅となると個人の財産なり難しい面があるが、高齢によって手入れが行き届かない住宅について剪定等の要望があれば、ボランティアで管理していくことも考えられる。そこまで踏み込めるかはまだ分からぬが、そういう方々の協力が得られれば、対応していくこともできなくはないと思われる。</p> <p>また、先ほどの講習会の話にもなるが、道具を貸し出し指導することで、自分達で手入れしていくということも可能になるかと思う。</p>
委員長	<p>審議会の委員からも意見をいただけると思うが、まずは相談できる窓口が必要となる。緑の活動団体の協力いただき、庭木の手入れについて相談できる窓口となり、具体的に活動してもらったり、業者に頼んだりといったことができればと思う。</p>
西山委員	<p>話の方向はいいと思う。高齢の方は、自分ではどうすればいいか分からない、誰に頼めばいいか分からないという方もおられる。</p>
委員長	<p>自分の家にも個人業者の庭木剪定のチラシが入っていることがある。信用できないわけではないが、少し怖く頼みづらいものである。やってもらいたいと思いつつも、頼みづらさもあるので、まずは業者や団体を紹介できる窓口があればいいと思う。</p> <p>次に「今後の広瀬川のあり方について」である。景観のコンセプトについて別紙4で説明しているが、単に緑を増やすだけでなく、緑のもたらす機能を補助する、あるいは確かなものしていくということである。一つの考え方としては、生態系の回廊の維持・再生を願うというものがあろうかと思う。コンセプト案として「みどりの骨格づくり」と「豊かな生態系づくり」を示しているが、この点について何か意見はあるか。</p>
西山委員	<p>別紙4-1において、横方向のつながりとして大きな緑地と市街地を結んでいる破線矢印があるが右下方向の愛宕神社、大年寺山のところにも何かあればいいと感じた。</p>
委員長	<p>他に異論がなければこれで進めていきたい。</p> <p>最後に「フォトモンタージュによる見直し後の景観変化の可視化」についてである。改正することにより、その効果をできるだけ数値や目に見える形にして、市民の皆さんへ示すことでご理解いただくものであるが、この点について何か意見はあるか。</p>
西山委員	<p>場所によっていい季節があるので、それらを考慮して素晴らしい写真を選</p>

	んでいただきたい。青葉の茂る頃がいい場所があれば紅葉が映える場所がある。
委員長	今後の検討事項について項目ごとに議論いただいたので、この検討を踏まえ次の作業に入っていただきたい。
	議事（3）今後のスケジュールについて
委員長	続いて、「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いする。
	事務局説明（資料4に基づき河川課より説明）
委員長	確認であるが、5月に予定している第43回清流保全審議機会での中間報告は、案を事務局で作成し、その後専門委員に意見を聞き、最終的な報告内容を委員長と事務局でまとめることでよろしいか。
	委員了承
委員長	また、11月頃の答申であるが、修正等がなければ即日答申ということでよろしいのか。
事務局	そのとおりである。
委員長	他に何か質問等はあるか。
小鳩委員	40年の効果を市民に向けて広報することだが、この資料はどのタイミングで作成されるのか。改正後になるのか。
安田課長	新年度すぐに委託を行うので、早ければ5回目の専門委員会の前には提示したいと考えている。その前にも、4回目の専門委員会で見せられるものがあれば、一つの例として提示できればと思う。
委員長	第44回清流保全審議会の時点では、委員の皆さんにイメージを持って答申案に賛同いただけるようにしてもらいたい。 他になければ、本日の議事は終了させていただく。
	4.閉会
安田課長	本日の議論で大分煮詰まってきたので、これを基に中間報告させていただきたい。 それでは、本日の会議はこれで終了させていただく。

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成 28 年 4 月 21 日

広瀬川清流保全審議会 専門委員会 署名委員

委員長 山田 一裕

委員 西山 浩一

